

別表2 特別休暇の区分及び特別休暇の要件

特別休暇※の区分	特別休暇の要件
	内容
一 あいちウィーク休暇	あいち県民の日条例第2条第1項に規定する期間(あいちウィーク)中に労働者の心身の疲労回復等を目的として付与される休暇
二 ラーケーション休暇	愛知県「休み方改革」プロジェクトにおける「ラーケーションの日」(校外学習活動の日)に子どもと一緒に社会学習を楽しむために付与される休暇
三 リフレッシュ休暇	職業生涯の節目に労働者の心身の疲労回復等を目的として付与される休暇
四 アニバーサリー休暇	従業員やその家族の誕生日、従業員の結婚記念日等の「記念日」に付与される休暇
五 病気休暇	長期にわたる治療等が必要な疾病等、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者を支援するために付与される休暇
六 教育訓練休暇	労働者が自発的な職業能力開発を図るために付与される休暇
七 ボランティア休暇	地域活動、ボランティア活動等へ参加する労働者に対してその参加を可能とするよう付与される休暇
八 不妊治療のための休暇	不妊治療を行う労働者のために付与される休暇
九 育児目的休暇	育児のために付与される休暇(育児・介護休業法第24条に基づく事業主の努力義務)
十 その他知事が従業員の多様かつ柔軟な働き方に資すると認める休暇	法定日数以上の子の看護休暇の付与など、多様かつ柔軟な働き方を促進するため労働者に付与される休暇(夏季休暇、冬季休暇及び忌引き休暇を除く)

※労働基準法第39条第9項の規定による算定する賃金が支払われる有給休暇に限る。